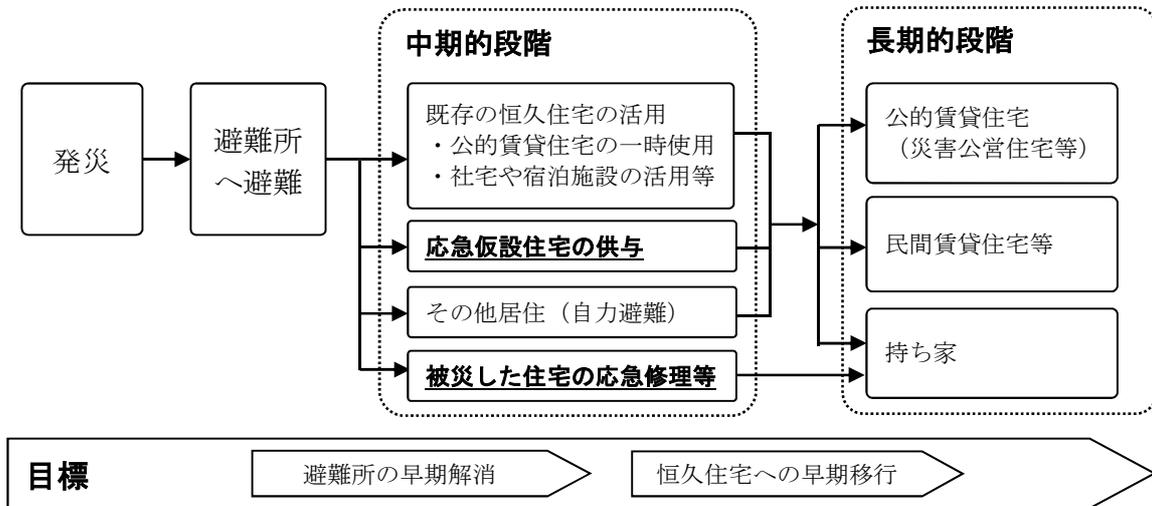


大規模災害時における住宅対策

名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課

1 概要



中期的段階においては、発災後の建設資材や労務者不足の軽減、居住性の確保等の観点から、既存の恒久住宅の活用や被災した住宅の応急修理等を優先的に図ることを基本としながら、それらと並行して応急仮設住宅の供与を機動的に行う。

【主な根拠法令】

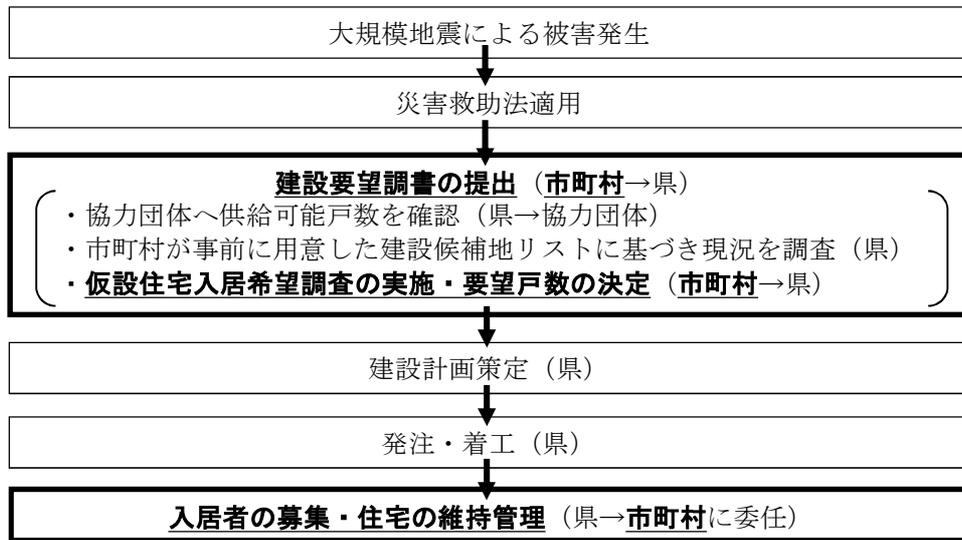
災害救助法	<p>第2条 この法律による救助は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村の区域内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。</p> <p>第4条 救助の種類は、次のとおりとする。</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>6 被災した住宅の応急修理</p> <p>10 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの</p>								
災害救助法施行令	<p>第2条 法第4条第1項第10号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。</p> <p>2 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p>第3条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事がこれを定める。</p>								
災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	<p>第1条 令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、(略)本章の定めるところによる。</p> <p>(概要)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類等</th> <th>救助の対象及び方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急仮設住宅</td> <td>応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものに、建設し供与するもの(建設型仮設住宅)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(借上型仮設住宅)、又はその他適切な方法により供与する。</td> </tr> <tr> <td>被災した住宅の応急修理</td> <td>住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。</td> </tr> <tr> <td>障害物の除去</td> <td>障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、障害物を除去することができない者に対して行う。</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類等	救助の対象及び方法	応急仮設住宅	応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものに、建設し供与するもの(建設型仮設住宅)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(借上型仮設住宅)、又はその他適切な方法により供与する。	被災した住宅の応急修理	住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。	障害物の除去	障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、障害物を除去することができない者に対して行う。
救助の種類等	救助の対象及び方法								
応急仮設住宅	応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものに、建設し供与するもの(建設型仮設住宅)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(借上型仮設住宅)、又はその他適切な方法により供与する。								
被災した住宅の応急修理	住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。								
障害物の除去	障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、障害物を除去することができない者に対して行う。								

2 応急仮設住宅の供与（建設型）

災害救助法が適用された場合、知事が法定受託事務として実施。

（災害時における応急仮設住宅の建設について、事前に協力団体と協定を締結。）

→ 市町村長は、知事が行う救助を補助。



3 応急仮設住宅の供与（借上型）

厚労省・国交省「災害時における民間賃貸住宅の活用について」より

県・市町村の役割分担・事務手順等については、県において検討中。

（災害時における民間賃貸住宅の提供について、事前に協力団体と協定を締結）

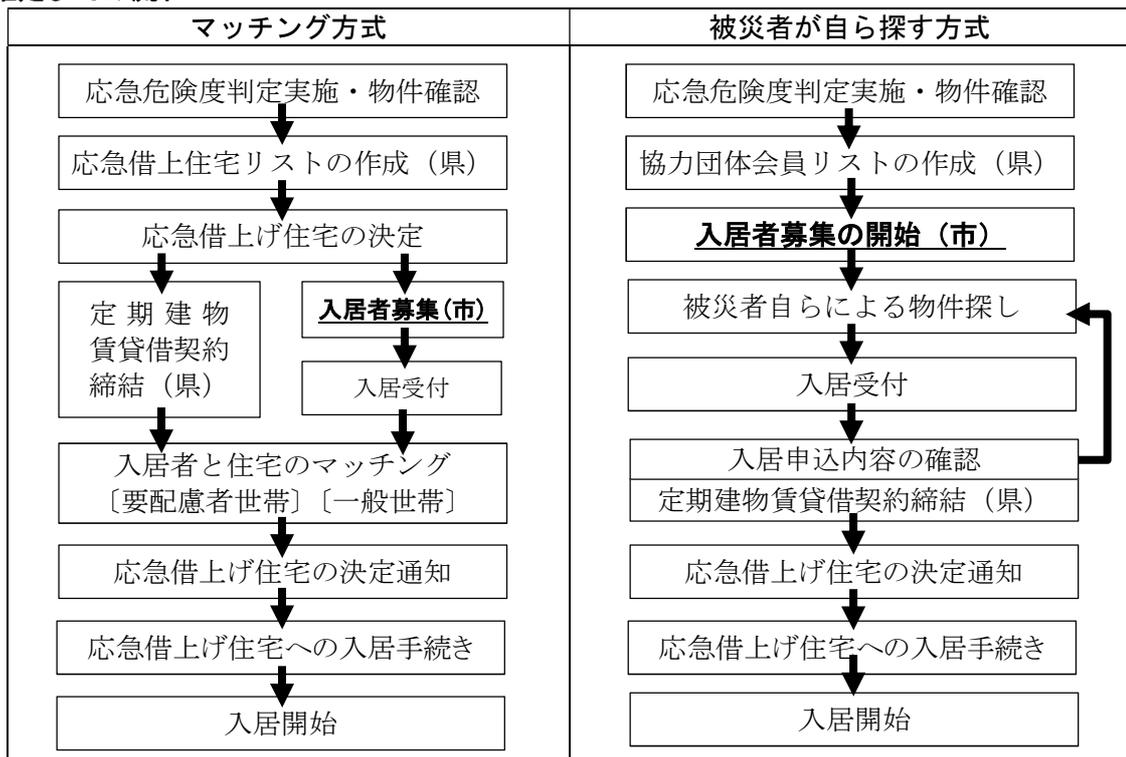
○供与方式

- ①都道府県（又は市町村）によるマッチング方式
- ②被災者自らが物件を探し、都道府県に申請する方式

○契約形態

- ・住宅所有者を甲（貸主）、知事を乙（借主）とする定期建物賃貸借契約（契約期間は2年以内）
- ・知事（借主）が被災者（入居者）に契約物件の使用許可を付与

○入居確定までの流れ



4 被災した住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、知事が法定受託事務として実施。

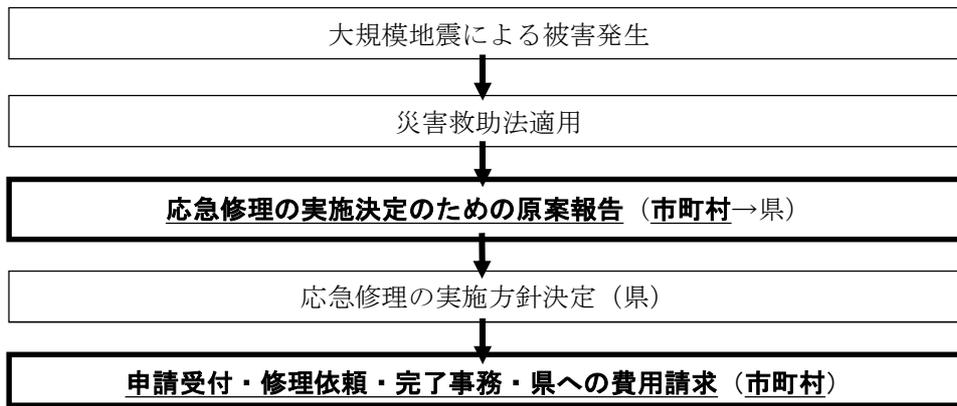
(災害時における被災住宅の応急修理について、事前に協力団体と協定を締結)

→ 市町村長は、知事が行う救助を補助。

○概要

- ・災害のため住家が**半壊または半焼**し、居住のために必要な最小限の部分も失い、
 - ・**自らの資力で修理を行い、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者**に対し、
 - ・必要最低限の修理を実施（避難所からの退去を促す）
- 原状復旧ではないため、本格的な復旧は、後日、住宅所有者自身で実施

○応急修理までの流れ



○応急修理の内容 内閣府「災害救助事務取扱要領」より

【基本的な考え方】

- ①地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
- ②内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。
 - ・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には、1戸当たり6畳相当を限度として対象とする。
 - ・壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。
- ③修理の方法は代替措置でも可とする。
- ④家電製品は対象外である。

【典型的な工事例】

- ①壊れた屋根の修理（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）
- ②傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）
- ③破損した柱梁等の構造部材の取替
- ④壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む）
- ⑤壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする）
- ⑥壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む）
- ⑦壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む）
- ⑧壊れた給排気設備の取替
- ⑨上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- ⑩電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む）
- ⑪壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）